

議案第21号

財産の処分（(元)東部健康増進センター用地）について

次のとおり財産を処分することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年9月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	鳥取市松原字田ノモ43番ほか40筆	56,315.45平方メートル

2 相手方

国

3 処分予定価格

87,314,834円

4 処分の理由

一般国道9号鳥取西道路の用地とするため、処分しようとするものである。